

須坂市須坂伝統的建造物群保存地区 補助事業実施希望申込書

申込者	
TEL(日中の連絡先)	
住所	

受付日			
令和	年	月	日

補助事業を希望する
前々年度にお出してください

須坂市須坂伝統的建造物群保存地区内において、修理事業・修景事業を希望する場合は事前相談や申請書の提出など、様々な手続きが必要です。事前相談後、実際に補助事業の実施を希望する場合は本書を提出しましょう。

対象物件	所有者			TEL(日中の連絡先)		
	所有者住所					
	種別	店舗・主屋・長屋・土蔵・付属屋・その他（ ）				
	所在地	須坂市大字須坂（ ）		特定の有無	有 ・ 無	
修理や修繕が必要な物件の箇所と現状	□屋根	□瓦などの劣化 □軒周りの劣化 □雨漏り				
	□外壁	□漆喰の剥離 □土壁の劣化 □トタン等の劣化				
	□構造	□躯体の劣化（□柱 □梁 □基礎） □耐震性能の不安				
	□その他					
修理や修繕を行いたい内容 (工事実施箇所と内容等)	□屋根	□瓦などの葺き替え □軒周りの修繕 □下地材の修繕				
	□外壁	□漆喰の修繕 □土壁の修繕 □土壁・漆喰の復原				
	□構造	□躯体の修繕（□柱 □梁 □基礎） □耐震診断 □耐震補強				
	□その他					
相談している 建築士等	業者名					
	担当者名					
	連絡先					
概算事業費	約		円			
その他参考事項						

【注意事項】

- ※ 補助金を希望される場合は、希望する年度より前々年度の1月末までに本書のご提出が必要です。
- ※ 本書の提出により現地確認を踏まえて伝建保存審議会等で補助事業の採択・不採択が検討されます。
- ※ 文化財保護の観点による優先順位によっては補助事業が先送りになる場合があります。
- ※ 本書は「補助事業実施希望申込書」であり、補助事業採択後は現状変更行為許可申請及び補助金交付申請等の関係手続きが別途必要です。
- ※ 本書の記載欄に書ききれない場合は、別紙に記載いただいても構いません（任意様式）。